



# 三重県公報

平成30年7月20日（金）

第 3024 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
473	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
474	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
475	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
476	公有水面の埋立ての免許	(水産基盤整備課)	2
<b>公 告</b>			
	指定管理者の募集	(スポーツ推進課)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	8
	河川整備基本方針を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河川課)	8

## 告 示

## 三重県告示第 473 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2470400926	サクラサクラ	亀山市川合町 103 番地	あんしん介護株式会社	平成 30 年 7 月 1 日	通所介護

## 三重県告示第 474 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 日 年 月 日
薬局	セイムス尾鷲末広薬局	尾鷲市末広町 1037-1		薬局	平成 30 年 7 月 1 日
薬局	なの花薬局清水店	四日市市清水町 1-11		薬局	平成 30 年 7 月 1 日

## 三重県告示第 475 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 30 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 日 年 月 日
		変更前	変更後			
訪問看護	花あかり訪問看護リハビリステーション	花あかり訪問看護ステーション	花あかり訪問看護リハビリステーション		訪問看護	平成 26 年 10 月 1 日
訪問看護	花あかり訪問看護リハビリステーション	亀山市長明寺町池ノ谷 709-3 MMハイツ 105	亀山市川崎町 4678		訪問看護	平成 27 年 5 月 1 日

## 三重県告示第 476 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許しました。

平成 30 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 出願の年月日  
平成 29 年 12 月 25 日
- 免許を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所  
免許を受けた者  
三重県

津市広明町 13 番地

代表者

三重県知事 鈴木 英敬

津市広明町 13 番地

### 3 埋立区域

#### (1) 位置

三重県熊野市甫母町字濱 291 番及び 613 番の地先公有水面

#### (2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点を順次に結んだ線、P3 点と P9 点を結ぶ陸地との境界線及び P9 点と P10 点を結ぶ既設導流堤との境界線並びに P1 点と P10 点を結ぶ平成 29 年の秋分の満潮位（T.P. +0.86m）における公有水面と新設導流堤との境界線により囲まれた区域

P1 点は 恒久点 国土地理院 四等三角点「甫母」（北緯 33 度 56 分 47 秒 6840、東経 136 度 11 分 59 秒 0314（以下「恒久点」という。））から 150 度 40 分 58 秒 227.72m の地点

P2 点は P1 点から 258 度 02 分 18 秒 27.13m の地点

P3 点は P2 点から 168 度 02 分 18 秒 30.56m の地点

P9 点は 恒久点から 149 度 53 分 03 秒 221.68m の地点

P10 点は 恒久点から 150 度 06 分 59 秒 225.38m の地点

#### (3) 面積

250.61 m<sup>2</sup>

### 4 埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 位置

三重県熊野市甫母町字寺崎 237 番 1 から同町字濱 300 番を経て同町字向井 425 番に至る間の土地に接する道路内及び同町字寺崎 614 番、同町字濱 291 番、613 番の地内並びに地先公有水面

#### (2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各点を順次に結んだ線及び A1 点と A101 点とを結んだ線により囲まれた区域

A1 点は 恒久点から 159 度 23 分 50 秒 315.70 m の地点

A2 点は A1 点から 183 度 25 分 14 秒 16.33 m の地点

A3 点は A2 点から 283 度 14 分 11 秒 17.29 m の地点

A4 点は A3 点から 12 度 03 分 12 秒 5.00 m の地点

A5 点は A4 点から 13 度 14 分 11 秒 3.20 m の地点

A6 点は A5 点から 11 度 06 分 00 秒 1.56 m の地点

A7 点は A6 点から 13 度 13 分 42 秒 1.47 m の地点

A8 点は A7 点から 11 度 14 分 49 秒 3.14 m の地点

A9 点は A8 点から 11 度 10 分 58 秒 0.98 m の地点

A10 点は A9 点から 8 度 42 分 05 秒 2.08 m の地点

A11 点は A10 点から 2 度 55 分 38 秒 0.70 m の地点

A12 点は A11 点から 353 度 14 分 14 秒 0.66 m の地点

A13 点は A12 点から 345 度 43 分 20 秒 1.10 m の地点

A14 点は A13 点から 10 度 44 分 53 秒 0.96 m の地点

A15 点は A14 点から 348 度 50 分 32 秒 4.04 m の地点

A16 点は A15 点から 349 度 18 分 23 秒 5.87 m の地点

A17 点は A16 点から 345 度 54 分 26 秒 2.75 m の地点

A18 点は A17 点から 341 度 56 分 58 秒 2.54 m の地点

A19 点は A18 点から 332 度 02 分 53 秒 2.56 m の地点

A20 点は A19 点から 326 度 38 分 02 秒 2.38 m の地点

A21 点は A20 点から 308 度 44 分 43 秒 1.69 m の地点

A22 点は A21 点から 326 度 48 分 15 秒 2.04 m の地点

A23 点は A22 点から 324 度 38 分 57 秒 2.31 m の地点

A24 点は A23 点から 328 度 23 分 41 秒 3.64 m の地点

A25 点は A24 点から 330 度 45 分 54 秒 1.75 m の地点

A26 点は	A25 点から	331 度 11 分 57 秒	4.54 mの地点
A27 点は	A26 点から	332 度 14 分 24 秒	3.75 mの地点
A28 点は	A27 点から	337 度 28 分 22 秒	6.04 mの地点
A29 点は	A28 点から	337 度 05 分 24 秒	4.93 mの地点
A30 点は	A29 点から	303 度 28 分 39 秒	0.38 mの地点
A31 点は	A30 点から	351 度 41 分 01 秒	1.83 mの地点
A32 点は	A31 点から	337 度 35 分 58 秒	4.81 mの地点
A33 点は	A32 点から	343 度 11 分 51 秒	3.77 mの地点
A34 点は	A33 点から	338 度 43 分 40 秒	1.83 mの地点
A35 点は	A34 点から	345 度 21 分 46 秒	2.89 mの地点
A36 点は	A35 点から	349 度 20 分 22 秒	6.13 mの地点
A37 点は	A36 点から	357 度 19 分 49 秒	1.41 mの地点
A38 点は	A37 点から	348 度 50 分 29 秒	12.64 mの地点
A39 点は	A38 点から	78 度 03 分 36 秒	0.52 mの地点
A40 点は	A39 点から	349 度 45 分 54 秒	3.30 mの地点
A41 点は	A40 点から	353 度 36 分 40 秒	1.98 mの地点
A42 点は	A41 点から	356 度 45 分 43 秒	1.99 mの地点
A43 点は	A42 点から	1 度 17 分 34 秒	1.99 mの地点
A44 点は	A43 点から	7 度 30 分 00 秒	2.03 mの地点
A45 点は	A44 点から	11 度 20 分 47 秒	2.02 mの地点
A46 点は	A45 点から	16 度 31 分 11 秒	7.97 mの地点
A47 点は	A46 点から	13 度 43 分 20 秒	0.52 mの地点
A48 点は	A47 点から	283 度 43 分 20 秒	0.52 mの地点
A49 点は	A48 点から	19 度 57 分 58 秒	0.50 mの地点
A50 点は	A49 点から	284 度 51 分 11 秒	0.27 mの地点
A51 点は	A50 点から	29 度 56 分 55 秒	8.23 mの地点
A52 点は	A51 点から	29 度 21 分 51 秒	3.28 mの地点
A53 点は	A52 点から	30 度 06 分 08 秒	1.34 mの地点
A54 点は	A53 点から	28 度 22 分 15 秒	5.34 mの地点
A55 点は	A54 点から	7 度 25 分 26 秒	0.68 mの地点
A56 点は	A55 点から	30 度 55 分 35 秒	5.88 mの地点
A57 点は	A56 点から	51 度 02 分 34 秒	3.35 mの地点
A58 点は	A57 点から	62 度 41 分 42 秒	2.62 mの地点
A59 点は	A58 点から	158 度 34 分 13 秒	0.50 mの地点
A60 点は	A59 点から	67 度 10 分 00 秒	8.45 mの地点
A61 点は	A60 点から	79 度 21 分 51 秒	3.24 mの地点
A62 点は	A61 点から	89 度 19 分 07 秒	1.23 mの地点
A63 点は	A62 点から	98 度 48 分 06 秒	3.21 mの地点
A64 点は	A63 点から	7 度 58 分 37 秒	0.30 mの地点
A65 点は	A64 点から	339 度 57 分 59 秒	0.15 mの地点
A66 点は	A65 点から	79 度 31 分 54 秒	1.51 mの地点
A67 点は	A66 点から	165 度 19 分 22 秒	2.42 mの地点
A68 点は	A67 点から	83 度 50 分 59 秒	6.01 mの地点
A69 点は	A68 点から	79 度 40 分 56 秒	6.66 mの地点
A70 点は	A69 点から	153 度 08 分 38 秒	15.74 mの地点
A71 点は	A70 点から	123 度 36 分 15 秒	6.85 mの地点
A72 点は	A71 点から	123 度 49 分 42 秒	1.23 mの地点
A73 点は	A72 点から	125 度 05 分 20 秒	8.79 mの地点
A74 点は	A73 点から	127 度 25 分 15 秒	9.69 mの地点
A75 点は	A74 点から	117 度 20 分 00 秒	0.44 mの地点

A76 点は A75 点から 125 度 50 分 00 秒 0.90 m の地点  
A77 点は A76 点から 86 度 22 分 48 秒 0.57 m の地点  
A78 点は A77 点から 127 度 25 分 21 秒 7.80 m の地点  
A79 点は A78 点から 38 度 08 分 01 秒 0.14 m の地点  
A80 点は A79 点から 128 度 08 分 02 秒 1.19 m の地点  
A81 点は A80 点から 124 度 06 分 40 秒 7.71 m の地点  
A82 点は A81 点から 217 度 32 分 56 秒 1.09 m の地点  
A83 点は A82 点から 127 度 43 分 10 秒 2.16 m の地点  
A84 点は A83 点から 54 度 05 分 00 秒 0.45 m の地点  
A85 点は A84 点から 129 度 36 分 55 秒 5.23 m の地点  
A86 点は A85 点から 127 度 42 分 29 秒 1.99 m の地点  
A87 点は A86 点から 126 度 10 分 57 秒 3.66 m の地点  
A88 点は A87 点から 175 度 56 分 44 秒 0.32 m の地点  
A89 点は A88 点から 133 度 17 分 06 秒 0.70 m の地点  
A90 点は A89 点から 131 度 26 分 34 秒 2.74 m の地点  
A91 点は A90 点から 130 度 21 分 56 秒 2.76 m の地点  
A92 点は A91 点から 128 度 56 分 47 秒 5.72 m の地点  
A93 点は A92 点から 129 度 23 分 11 秒 2.07 m の地点  
A94 点は A93 点から 125 度 33 分 21 秒 6.14 m の地点  
A95 点は A94 点から 116 度 31 分 19 秒 2.38 m の地点  
A96 点は A95 点から 134 度 41 分 19 秒 2.60 m の地点  
A97 点は A96 点から 118 度 01 分 58 秒 8.50 m の地点  
A98 点は A97 点から 215 度 05 分 20 秒 23.71 m の地点  
A99 点は A98 点から 304 度 58 分 42 秒 4.39 m の地点  
A100 点は A99 点から 205 度 27 分 02 秒 26.59 m の地点  
A101 点は A100 点から 208 度 45 分 07 秒 32.45 m の地点

## (2) 面積

11,838.41 m<sup>2</sup>

## 5 埋立地の用途

海岸保全施設用地、漁港施設用地

公 告
-----

次のとおり三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）（以下「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」といいます。）及び三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）（以下「三重交通G スポーツの杜 伊勢」といいます。）に係る指定管理者を募集します。

平成30年7月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 施設の概要

## (1) 名称

ア 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿

イ 三重交通G スポーツの杜 伊勢

## (2) 所在地

ア 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 三重県鈴鹿市御薊町1669番地

イ 三重交通G スポーツの杜 伊勢 三重県伊勢市宇治館町510番地

## (3) 規模等

ア 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿

開設 平成4年10月

敷地面積 391,000 m<sup>2</sup>

延床面積 33,964 m<sup>2</sup>

イ 三重交通G スポーツの杜 伊勢

開設 昭和 39 年 4 月

敷地面積 185,426 m<sup>2</sup> (五十鈴公園全体)

延床面積 27,672 m<sup>2</sup>

2 指定期間 (予定)

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の事業の実施に関する業務
- (2) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の施設等の利用の許可等に関する業務
- (3) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の利用料金の収受等に関する業務
- (4) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7 の場所で、平成 30 年 7 月 20 日 (金) から同月 31 日 (火) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第 2 号) 第 1 条に規定する休日は除きます。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの間は除きます。) 配布します。

なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7 の場所宛てに平成 30 年 7 月 25 日 (水) 午後 5 時までに必着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は、平成 30 年 8 月 10 日 (金) 午後 2 時から、三重交通G スポーツの杜 伊勢は、平成 30 年 8 月 9 日 (木) 午後 2 時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7 の場所へ、平成 30 年 9 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金) までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの間は除きます。) とし、郵送の場合は書留郵便で平成 30 年 9 月 7 日 (金) 午後 5 時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課施設管理班 担当 伊藤、辻本

電話 059-224-2985

ファクシミリ 059-224-3022

電子メール sports@pref.mie.jp

---

次のとおり三重県営ライフル射撃場に係る指定管理者を募集します。

平成 30 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

- (1) 名称  
三重県営ライフル射撃場
- (2) 所在地  
三重県津市中村町字国主谷
- (3) 規模等  
開設 昭和 48 年 5 月  
敷地面積 21,055 m<sup>2</sup>  
延床面積 1,347 m<sup>2</sup>
- 2 指定期間（予定）  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとします。
- 3 指定管理者が行う業務
  - (1) 三重県営ライフル射撃場（以下「射撃場」といいます。）の施設等の利用の許可等に関する業務
  - (2) 射撃場の利用料金の収受等に関する業務
  - (3) 射撃場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
  - (4) 射撃場の管理上県が必要と認める業務
- 4 指定管理者の資格に関する事項  
法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。
- 5 申請の手続等に関する事項
  - (1) 申請の方法  
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
  - (2) 募集要項の配布方法  
7 の場所で、平成 30 年 7 月 20 日（金）から同月 31 日（火）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）配布します。  
なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7 の場所宛てに平成 30 年 7 月 25 日（水）午後 5 時までに必着するようにお申し込みください。
  - (3) 現地説明会  
平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 2 時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。
  - (4) 申請書類の受付  
7 の場所へ、平成 30 年 9 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの間に持参し、又は郵送してください。  
なお、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成 30 年 9 月 7 日（金）午後 5 時必着とします。
- 6 選定及び指定の方法  
提出された申請書類を基に三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。
- 7 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課施設管理班 担当 伊藤、辻本  
電話 059-224-2985  
ファクシミリ 059-224-3022  
電子メール sports@pref.mie.jp

---

次のとおり三重県営松阪野球場に係る指定管理者を募集します。

平成 30 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 施設の概要

- (1) 名称  
三重県営松阪野球場

- (2) 所在地  
三重県松阪市立野町 1370 番地
- (3) 規模等  
開設 昭和 50 年 8 月  
敷地面積 25,182.87 m<sup>2</sup>  
延床面積 1,150.92 m<sup>2</sup>
- 2 指定期間（予定）  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとします。
- 3 指定管理者が行う業務
  - (1) 三重県営松阪野球場（以下「野球場」といいます。）の施設等の利用の許可等に関する業務
  - (2) 野球場の利用料金の収受等に関する業務
  - (3) 野球場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
  - (4) 野球場の管理上県が必要と認める業務
- 4 指定管理者の資格に関する事項  
法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。
- 5 申請の手続等に関する事項
  - (1) 申請の方法  
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
  - (2) 募集要項の配布方法  
7 の場所で、平成 30 年 7 月 20 日（金）から同月 31 日（火）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）配布します。  
なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7 の場所宛てに平成 30 年 7 月 25 日（水）午後 5 時までに必着するようにお申し込みください。
  - (3) 現地説明会  
平成 30 年 8 月 8 日（水）午後 2 時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。
  - (4) 申請書類の受付  
7 の場所へ、平成 30 年 9 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの間に持参し、又は郵送してください。  
なお、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成 30 年 9 月 7 日（金）午後 5 時必着とします。
- 6 選定及び指定の方法  
提出された申請書類を基に三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。
- 7 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課施設管理班 担当 伊藤、辻本  
電話 059-224-2985  
ファクシミリ 059-224-3022  
電子メール sports@pref.mie.jp

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、松阪東黒部土地改良区（松阪市東黒部町 628-3）の定款の変更を認可しました。

平成 30 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

---

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 20 日



三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 河川整備基本方針を定めた河川名  
二級河川神内川水系
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---